平成28年 第3回

士幌町議会臨時会議案

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 議案第1号 指定管理者の指定について 議案第2号 平成28年度士幌町一般会計補正予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 5 月 19 日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

平成27年度士幌町一般会計補正予算(第9号)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

平成27年度士幌町一般会計補正予算(第9号)を地方自治法第179条第1項の規定にもとづき、つぎのとおり専決処分する。

平成27年度 士幌町一般会計補正予算 [第9号]

平成27年度士幌町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88,270 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,377,845 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」 による。

平成28年3月30日 専決処分

士 幌 町 長 小 林 康 雄

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方讓与税		170,000	12, 652	182,652
	1. 自動車重量譲与税	120,000	7, 170	127, 170
	2. 地方揮発油讓与稅	50,000	5, 482	55, 482
3. 利子割交付金		2, 400	△781	1, 619
	1. 利子割交付金	2, 400	△781	1, 619
4. 配当割交付金	,	700	2, 533	3, 233
	1. 配当割交付金	700	2, 533	3, 233
5. 株式等譲渡所得割交付金		200	2, 491	2, 691
	1. 株式等讓渡所得割交付金	200	2, 491	2. 691
6. 地方消費税交付金		100,000	29, 216	129, 216
	1. 地方消費税交付金	100,000	29, 216	129, 216
	* .	20,000	7, 472	27, 472
	1. 自動車取得税交付金	20,000	7. 472	27, 472
		2, 000	△750	1, 250
	1. 地方特例交付金	2, 000	△750	1, 250
9. 地方交付税		2, 791, 600	410, 281	3, 201, 881

-	1. 地方交付税	2, 791, 600	410, 281	3, 201, 881
13. 国庫支出金		438, 957	△3, 615	435, 342
	1. 国庫負担金	204, 885	△3, 615	201, 270
14. 道支出金		493, 158	△1, 544	491, 614
	1. 道負担金	117,071	△1, 544	115, 527
15. 財産収入		183, 038	5, 000	188,038
	1. 財産運用収入	129, 381	5,000	134, 381
16. 寄附金	e e	104, 551	3, 886	108, 437
	1. 寄附金	104, 551	3, 886	108, 437
17. 繰入金		492, 220	△155, 000	337, 220
	1. 基金繰入金	492, 220	△155,000	337, 220
19. 諸収入		617, 736	△223, 571	394, 165
	5. 雑入	557, 579	△223, 571	334, 008
歳	合 計	7, 289, 575	88, 270	7, 377, 845

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		996, 713	108,886	1, 105, 599
	1. 総務管理費	850, 047	108, 886	958, 933
3. 民生費		1, 538, 716	△11,040	1, 527, 676
	2. 児童福祉費	621, 484	△11,040	610, 44,4
4. 衛生費		637, 106	△9, 576	627, 530
	1. 保健衛生費	516, 697	△6, 900	509, 797
	2. 清掃費	120, 409	△2, 676	117, 733
8. 土木費		816, 787	0	816, 787
	1. 土木管理費	77, 776	0	77, 776
11. 公債費		693, 582	0	693, 582
	1. 公債費	693, 582	0	693, 582
歳	出合計	7, 289, 575	88, 270	7, 377, 845

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	āt
2. 地方譲与税	170,000	12,652	182, 652
3. 利子割交付金	2, 400	△781	1, 619
4. 配当割交付金	700	2, 533	3, 233
5. 株式等譲渡所得割交付金	200	2, 491	2, 691
6. 地方消費税交付金	100,000	29, 216	129, 216
7. 自動車取得税交付金	20,000	7, 472	27, 472
8. 地方特例交付金	2, 000	△750	1, 250
9. 地方交付税	2, 791, 600	410, 281	3, 201, 881
13. 国庫支出金	438, 957	△3, 615	435, 342
14. 道支出金	493, 158	△1, 544	491, 614
15. 財産収入	183, 038	5, 000	188, 038
16. 寄附金	104, 551	3, 886	108, 437
17. 繰入金	492, 220	△155,000	337, 220
19. 諸収入	617, 736	△223, 571	394, 165
歳 入 合 計	7, 289, 575	88. 270	7, 377, 845

	i i i	-	\$15		補 正 額	の財源内	可訳
款	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	
	· ·			国道支出金	地方债	その他	一般財源
2. 総務費	996, 713	108, 886	1, 105, 599			8, 886	100, 000
3. 民生費	1, 538, 716	△11,040	1, 527, 676	△5, 159		C	△5,881
4. 衛生費	637, 106	△9, 576	627, 530	34:			△9, 576
8. 土木費	816, 787	- 0_	816, 787			5, 000	△5,000
11. 公債費	693, 582	0	693, 582	11		△160,000	160, 000
歳 出 合 計	7, 289, 575	88, 270	7, 377, 845	△5, 159		△146,114	239, 543

歳 入

2款 地方譲与科

1項 自動車重量譲与税

単位:千円

	対正並の類	補正額	≅T	3,	節				AE.	4
B	補正前の額	補正額	ñ l	区	分	金	額	D. D	97	-25
1. 自動車重量譲与税	120,000	- 7,170	127, 170	1. 自動車重	量譲与税		7,170	自動車重量譲与税		
計	120,000	7, 170	127,170					_		

2款 地方譲与税

2項 地方揮発油譲与税

1. 地方揮発油譲与税	50,000	5, 482	55, 482	1. 地方揮発油譲与税	5, 482	地方揮発油譲与税
計	50,000	5, 482	55, 482			The state of the s

3款 利子割交付金

1項 利子割交付金

1. 利子割交付金	2, 400	△781	1,619	1. 利子割交付金	△781	利子割交付金
計	2,400	△781	1,619			

4款 配当割交付金

1項 配当割交付金

1. 配当割交付金	700	2, 533	3, 233	1. 配当割交付金	2, 533	道民税配当割交付金
計	700	2,533	3, 233			

5款 株式等譲渡所得割交付金

1項 株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	200	2, 491	2,691	1. 株式等譲渡所得割交付金	2, 491	道民税株式等譲渡所得割交付金
計	200	2,491	2, 691			

2款 地方譲与税 3款 利子割交付金 4款 配当割交付金 5款 株式等譲渡所得割交付金

6款 地方消費税交付金 7款 自動車取得税交付金 8款 地方特例交付金 9款 地方交付税 13款 国庫支出金

6款 地方消費税交付金		1項	地方消費税交	11 75			単位:千円
	捨て並の類	法 工 短	≑L	節		説	明
<u> </u>	補正前の額	補正額	計	区分	金 額	ολί	91
1. 地方消費税交付金	100,000	29, 216	129, 216	1. 地方消費税交付金	29, 216	地方消費税交付金	
計	100,000	29, 216	129, 216	V 1			
	· y		4				
7款 自動車取得税交付金	金	1項	自動車取得税	交付金			
		5 450	27, 472	1. 自動車取得税交付金	7, 472	自動車取得税交付金	4
1. 自動車取得税交付金	20,000	7,472	41,414	1. 自動中状的化文目並			
1. 自動車取得税交付金計	20,000	7,472	27, 472	1. 自動中仏内机人日並			
			27, 472		△750	減収補てん特例交付金	
8款 地方特例交付金	20,000	7,472	27,472	金	△750	減収補てん特例交付金	
計 8款 地方特例交付金 1. 地方特例交付金	20,000	7,472 1項 △750	27,472 1,250	金	△750	減収補てん特例交付金	
計 8款 地方特例交付金 1. 地方特例交付金	20,000	7,472 1項 △750 △750	27,472 1,250	金	△750	減収補てん特例交付金	
計 8款 地方特例交付金 1. 地方特例交付金 計	20,000	7,472 1項 △750 △750	27,472 地方特例交付 1,250 1,250	金	△750 410, 281	減収補てん特例交付金 普通交付税 特別交付税 震災復興特別交付税	269, 642 140, 628

13款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	199, 207	△3,615	195, 592	4. 児童手当費負担金	△3,615	児童手当負担金
計	204, 885	△3,615	201, 270			*

14款 道支出金

1項 道負担金

l. 民生費道負担金	117,071	△1,544	115,527	6. 児童手当費負担金	△1,544	児童手当負担金
計	117, 071	△1,544	115,527	A . 3:		1
						

15款 財産収入

1項 財産運用収入

1. 財産貸付収入	66, 530	5,000	71,530	2. 建物貸付収入	5, 000	太陽光発電施設貸付料
計	129, 381	5,000	134, 381	97 - 9		

16款 寄附金

1項 寄附金

2. 指定寄附金	104, 550	3, 886	108, 436	1. 指定寄附金	3, 886	指定寄附金
計	104, 551	3,886	108, 437	-4		

17款 繰入金

1項 基金繰入金

2. 減債基金繰入金	204, 583	△160,000	44, 583	1. 減債基金繰入金	△160,000	減債基金繰入金
7. 活き生きまちづくり基金繰入金	52,000	5,000	57,000	1. 活き生きまちづくり基 金繰入金	5,000	活き生きまちづくり基金繰入金
計	492,220	△155,000	337, 220	8	2 (1	F

19款 諸収入

5項 雜入

1 U MY HAVEY			у тих т			
5. 雑入	513, 195	△223, 571	289, 624	2. 雑入	△223, 571	備荒資金組合納付還付金
計	557, 579	△223, 571	334,008			

1 4 款 道支出分 1 5 款 財産収 1 6 款 寄附入金 1 7 款 諸収入

2款 総務費 3款 民生費

2款 総務費

1項 総務管理費

単位:千円

□ 35 C 40C 323										
IX.		<u> </u>		補	正額の	財 源 内	訳	節		
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源	区分	金額	説明
	2			国道支出金	地方債	その他	一放知你		並(根	47
6. 企画費	152, 754	-5,000	157, 754			5,000	0	25. 積立金	5,000	活き生きまちづくり基金積立金
(特定財源のP (財)太陽光	内訳) 発電施設貸付	料				5, 000				
13. 財政調整 基金費	1, 182	100,000	101, 182		*		100,000	25. 積立金	100,000	財政調整基金積立金
14. 愛のまち 建設基金 費	104, 955	3,886	108.841		~	3, 886	0	25. 積立金	3, 886	愛のまち建設基金積立金
(特定財源のP (寄)指定寄	勺訳) 附金					3, 886		0	+	
計	850,047	108, 886	958, 933			8, 886	100,000			#

3款 民生費

2項 児童福祉費

4. 児童手当	109,680	△10,190	99, 490	△5, 159	△5,031	20. 扶助費	△10,190	児童手当
(特定財源の内 (国)児童手当 (道)児童手当	引訳) 当負担金 当負担金			△3, 615 △1, 544		3		
5. 子育て支 援推進費	36, 211	△850	35, 361		- △850	20. 扶助費	△850	不妊治療扶助費
計	621,484	△11,040	610,444	△5, 159	△5,881			31

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	53.016	△1,200	51,816	-	•	△1,200	21. 貸付金	△1,200	看護師修学資金貸付金	
2. 予防費	28, 361	△5,700	22, 661			△5,700	13. 委託料	△5, 700	予防接種委託料 △1 がん検診委託料 △1 人間ドック委託料 △1 任意予防接種委託料 △	1,500 △600 1,800 △900 △900
計	516, 697	△6,900	509, 797			△6,900	S			

4款 衛生費

2項 清掃費

l。ごみ処理 費	106, 481	△2,676	103,805		_ △2,676	19. 負担金補 助及び交 付金	△2,676	北十勝二町環境衛生処理組合運営分 担金
計	120, 409	△2,676	117, 733		△2,676			10

8款 土木費

1項 土木管理費

1. 土木総務費	68, 670	0	68, 670	*		5,000	△5,000		財源補正
(特定財源のP (繰)活き生き	可訳) きまちづくり基金組	繰入金			•	5,000	5	72.	
計	77, 776	0	77,776			5,000	△5,000		

11款 公債費

1項 公債費

1. 元金	604, 370	0	604, 370		△160,000	160,000	B.	財源補正
(特定財源のP (繰)減債基金	r訳) 金繰入金			ž.	△160,000			
計	693, 582	0	693, 582		△160,000	160,000		+

4款 衛生費 8款 土木費 11款 公債費

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算(第4号)を地方自治法第179条 第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求め る。

専 決 処 分 書

平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算(第4号)を地方自治法第179条第1項の規定にもとづき、つぎのとおり専 決処分する。

士幌町農業共済事業 平成27年度 [第4号] 特別会計補正予算

平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補 正」による。

平成28年3月30日 専決処分

士 幌 町 長 小 林 康 雄

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

単位: 千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険金		3 4 5, 7 1 3	△5, 141	340, 572
	1. 保険金	3 4 5, 7 1 3	△5, 141	340, 572
3. 繰入金	,	3, 600	5, 141	8, 741
	1. 基金繰入金	3, 600	5, 141	8, 741
歳入	合 計	633, 255	0	633, 255

歳出

款				項	補正前の額		補 正 額		計	
2. 共済金				•	 376,	4 4 2		0	376,	4 4 2
			1. 共済	金	376,	442		0	376,	442
	歳	出	合	計	633,	2 5 5		0	633,	255

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

単位:千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 保険金	345,713	△5, 141	340, 572
3. 繰入金	3, 600	5, 141	8, 741
歳 入 合 計	633, 255	0	633, 255

(歳 出)

		ч.			補 正 額	の財源ア	勺 訳
款	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	
				国道支出金	地方債	その他	一般財源
2. 共済金	376, 442	0	376, 442			0	
歳 出 合 計	633, 255	0	633, 255		2	0	

2 歳 入

2款 保険金 3款 繰入金

2款 保険金

1項 保険金

単位:千円

	はて並の類	補正額	±1		節			部	明	
B	補正前の額	補正額	П	区	分	金 額		5万.	477	
1. 死廃保険金	296, 570	△5, 141	291, 429	1. 死廃保険金		△5,141	死廃保険金			
計	345, 713	△5, 141	340,572				V			

3款 繰入金

1項 基金繰入金

1. 農業災害補償基金繰入金	3,600	5, 141	8, 741	1. 農業災害補償基金繰入	5, 141	農業災害補償基金繰入金
計	3,600	5, 141	8,741			

3 歳 出

2款 共済金

1項 共済金

		27		補	正額の	財源内	况		節				
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	如 日子 江豆	.	/\		佐石	説	明
				国道支出金	地方債	その他	一般財源	区	分	金	額		
1. 死廃共済 金	369, 043	0	369, 043				0					財源補正	
(特定財源のP (他)死廃保P (繰)農業災害	內訳) 贠金 害補償基金繰	入金				△5, 141 5, 141							
計	376, 442	0	376, 442				0				IBI.		

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

平成 27 年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第6号)を地方自治法第 179 条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年度 士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算 [第6号]

(総 則)

第1条 平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第2条 予算第6条に定めた流用禁止の金額を、次のとおり改める。

(1) 職員給与費 「586, 568千円」を「581, 842千円」に改める。

(たな卸資産の購入限度額)

第5条 予算第8条に定めた、棚卸し資産の購入限度額「85,586千円」を「88,444千円」に改める。

平成28年3月30日 専決処分

士幌町長 小 林 康 雄

平成27年度 士幌町国民健康保険病院事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出

支 出														(単位:千円)
款		項					目			補正前の額	補正予算額	合 計	備	考
1.病院事業費用	11									920, 991	0	920, 991		
	1. 医	業	費	用						902, 345	0	902, 345		
			w		1. 給		与		費	586, 568	△ 4,726	581, 842		
	-				2. 材		料		費	86, 094	2, 630	88, 724		-
					3.経				費	158, 448	2, 212	160, 660		
					6. 研	究	研	修	費	2, 538	△ 116	2, 422		

平成27年度 士幌町国民健康保険病院事業会計予算説明書

収益的収入及び支出

	款				т西			-	——— 目		補正前	補正	計					節			(単位:	1-1-
					坦			ŀ	Ħ		の額	予定額	計			X		分		金 額	説明	
	院	事	-								920, 991	0	920, 991									
費			用	1. 医	業	費	Ħ				902, 345	0	902, 345									
							1. 7	給	与	費	586, 568	△4, 726	581, 842	2.	手				当	2		
										÷				3.	賃			×-	金	△1, 29		¥
											15			4.	法	定	福	利	費	△1,89		
															期ォ繰	三勤免	如手:	当 引	当 金 額	△2, 27		
														6.		官福		引	当金額	70		
							2. 1	材	料	費	86, 094	2, 630	88, 724				品		費	2, 44		
														2.	診	療	材	料	費	2, 430		
														3.	給	食	材	料	費	△2,016		
										4				4.	医剂	東用	消耗	備「	品費	△228		
							3. #	径		費	158, 448	2, 212	160, 660	1.	報		償		費	2, 063		
													4	3.	職	員	被	服	費	△68		
														4.	消	耗		品	費	192		
			-							v			14	6.	光	熱		水	費	803		
														7.	燃		料	22	費	△770		

					8. 食		料		費	△8	
					9. 印	刷	製	本	費	△166	
					10. 修		繕		料	△661	
					11. 保		険		料	△12	
					12. 手		数		料	△143	
					13. 賃		借		料	△1,511	
					14. 委		託		料	2, 823	<u>* </u>
											1
				-	15. 通	信	運	搬	質	18	
					16. 交		際		費	△90	
					17. 負		担		金	△100	
				F)	18. 貸	倒	引	当	金	<u>△</u> 1	
					19. 雑				費	△157	
	6. 研究研修費	2, 538	△116	2, 422	1. 諸		会		費	3	
					4. 図	_	書		費	△15	
					5. 旅				費	△54	
							la us				
					4. 報		償		費	△50	

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

士幌町町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により 専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

説明

地方税法等の改正に伴い、士幌町町税条例の一部改正について専決処分したので、 地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めようとするものであ る。

専 決 処 分 書

士幌町町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、 次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

士幌町長 小林 康雄

士幌町町税条例等の一部を改正する条例

(士幌町町税条例の一部改正)

第1条 士幌町町税条例(昭和43年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条 例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条 例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第7項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定

する補助金等」を加える。

(士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 士幌町町税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34 号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号 の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項 中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条 第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7 項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条 第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」 を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、 第5項及び前項 | に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」 を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第 4項|を「第4項の|に、「第11項|を「第11項の」に、「から」を「同項から前項 まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表 第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第 14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を 「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、 第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」 を「第100条の2第1項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の士幌町町税条例 (以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後 の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税ついては、 なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第

- 33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第7項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を地方自治法 第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承 認を求める。

説明

「学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)」及び「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)」の施行に伴い、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部改正について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めようとするものである。

専 決 処 分 書

職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を地方自治法 第179条第1項の規定により専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

士幌町長 小林 康雄

職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 (職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例(昭和40年条例第7号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条の3第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正)

第2条 士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(士幌高等学校教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第4条 士幌高等学校教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和57年条例第7号) の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「及び教諭」を「、教諭及び養護教諭」に改める。

- (一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年条例第22号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第1号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町地域創造発信拠点施設
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌西 2 線162番地 士幌町商工会 会長 中 村 貢
- 3 指定の期間 議会議決後、町が指定した日から平成33年3月31日まで

説明

士幌町地域創造発信拠点施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244 条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第2号

平成28年度 士幌町一般会計補正予算 [第1号]

平成28年度士幌町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,051 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,247,051 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月19日 提 出

士 幌 町 長 小 林 康 雄

第1表 歲入歲出予算補正

歳入

単位: 千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18. 繰越金		20,000	1, 051	21,051
	1. 繰越金	20,000	1, 051	21, 051
歳入	合 計	7, 246, 000	1, 051	7, 247, 051

歳出

款			項	1 6	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費					836, 423	1, 051	837, 474
		1. 総務	管理費		717, 210	1,051	718, 261
歳	出	合	計		7, 246, 000	1, 051	7, 247, 051

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

単位:千円

	款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
18. 繰越金		20,000	1, 051	21, 051	
	歳 入 合 計	7, 246, 000	1, 051	7, 247, 051	

(歳 出)

0	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
款				特			
				国道支出金	地方債	その他	一般財源
2. 総務費	836, 423	1, 051	837, 474				1, 051
ב. דייטון ב	000, 120	1, 001	301, 111		6		2, 002
歳出合計	7, 246, 000	1, 051	7, 247, 051			S.	1, 051

18款 繰越金

1項 繰越金

18款 繰越金

	補正前の額補	* 工 %	計	節			= -
B		補正額		区	分	金額	武 势
1. 繰越金	20,000	1,051	21,051	1. 繰越金		1,051	前年度繰越金
計	20,000	1,051	21,051	P P			<i>a</i>

3 歳 出

2款 総務費

1項 総務管理費

				補正額の財源内訳			節				
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源	区分	金 額	説	明
				国道支出金	地方債	その作	也		並続		
12. 諸費	4, 106	1,051	5, 157				1,051	20. 扶助費	1, 051	災害救助用物資	
計	717, 210	1,051	718, 261				1,051				